

令和5年度 大田原ブランド認定 募集要項

1 目的

大田原市の自然豊かな環境の元で生産又は加工製造される特に優れた特産品を大田原ブランドとして認定し、情報発信することにより、大田原市の知名度向上を図るとともに、産業の振興及び地域活性化に資することを目的とします。

2 認定の対象

認定の対象は、下記のどちらかの条件を満たす必要があります。

- ①大田原市内で生産または加工製造されたもの
- ②大田原市内の生産物を材料として加工製造されたもの

3 申請資格

認定の申請を行うことができる方は、特産品を生産または加工製造している個人、法人及び団体等で、原則として大田原市内に主たる事業所を有する方とします。

4 募集期間

令和5年10月1日（日）から令和5年11月17日（金）まで。

5 申請方法

別紙の「大田原ブランド認定申請書」に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送（当日消印有効）またはご持参ください（午前8時30分から午後5時まで、土日祝日は除く）。

E-mailでの受付けはしておりません。

【申請書類・申請部数】

（1）申請書類

- ①大田原ブランド認定申請書（様式第1号）
- ②大田原ブランド認定申請調書（別記様式1）
- ③誓約書（別記様式2）
- ④参考資料（特産品の概要がわかるパンフレット等）
- ⑤住民票の写し（申請者が個人の場合）
 - 登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合）
 - 規約等組織の概要がわかる書類（申請者が団体（任意）の場合）

(2) 申請部数

正本1部。

また、上記申請書類(1)の④参考資料については、申請後、追加提出を求める場合があります。

(3) その他

審査会及び最終判定をする協議会において、委員に試食をしていただきますので、申請品の提供にご協力をお願いいたします。(申請品が工芸品等の場合は、審査後返却いたします。)

6 認定基準

(1) 要件

大田原ブランドとして認定を受けるためには、下記のすべての要件を満たす必要があります。

- ①食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法の関係法を順守していること
- ②製造基準、表示基準を満たしていること
- ③公序良俗に反するものでないこと

(2) 認定基準

項目	内容	詳細
オリジナル性	(1) 独自性があるもの (2) 類似のものに対して優位性が主張できるもの (3) 大田原市がPRできる魅力あるもの	(1) 大田原市のもつ歴史・文化や土壌・水等の素材が十分活用されていること (2) 商品特性(品質、形状、味、色等)が優れていること (3) 関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがあること (4) 観光誘客促進の見込みがあること
信頼性	品質の安全、安心を確保できるもの	(1) 安全に対する検査体制、品種や生産等の商品規格が統一されていること (2) 苦情、要望等に対応できる体制があること
持続性	安定して供給できるもの	(1) 安定供給が継続できること (2) 組織内での基準設定があり、組織内審査を経ていること

7 選定方法

申請内容について、大田原市ブランド推進協議会審査部会において審査を行い、その審査結果に基づき、大田原市ブランド推進協議会が認定を決定します。

8 審査結果

審査結果は、申請者に対し大田原ブランド認定結果通知書により通知します。

9 認定期間

認定の決定があった日から令和8（2026）年3月31日まで。

10 スケジュール（予定）

令和5年 9月～	募集要項周知
令和5年10月～11月	申請受付期間
令和6年 1月	大田原市ブランド推進協議会審査部会（審査）
2月	大田原市ブランド推進協議会（認定の決定）
3月	大田原ブランド認定証交付式

11 その他の事項

- (1) 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は一切返却しません。
- (3) 募集に係る情報公開請求があった場合は、大田原市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。
- (4) 審査に対する異議申し立てはできません。

12 問い合わせ先（申請受付窓口）

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市役所 産業振興部 商工観光課（大田原市役所4階）
電 話：0287-23-3145
FAX：0287-23-8697
E-mail：syoukou@city.ohawara.tochigi.jp

様式第1号（第6条関係）

令和5年 月 日

大田原市ブランド推進協議会
会長 相馬 憲一様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者）
電話番号

大田原ブランド認定申請書

大田原ブランドの認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 大田原ブランド認定申請調書（別記様式1）
- 2 誓約書（別記様式2）
- 3 参考資料（商品のパンフレット、その他）
※ない場合は不要
- 4 申請者を証明する書類
 - ・住民票の写し（申請者が個人の場合）
 - ・登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合）
 - ・規約等組織の概要がわかる書類（申請者が団体（任意）の場合）

別記様式1

令和5年 月 日

大田原ブランド認定申請調書

1 申請者の概要

ふりがな 法人等の名称			
所在地	大田原市		
	(本店が市外の場合は名称及びその住所を記入)		
ふりがな 代表者名			
設立年月日注1	年	月	日
資本金等	千円	従業員数	人
URL			
経営理念			
主な事業内容			
申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署
	電話		
	FAX		
	Email		

注1 個人にあつては、事業開始年月日

2 申請に関する特産品の概要

ふりがな 商品の名称	
申請商品の 特徴及び概要	(内容、機能、特徴等を記入・申請商品等を提出できるときは提出してください)
生産システム	(仕入、生産、製造、パッケージ等の工夫、開発特徴などを記入)
流通・販売 システム	(流通、販売、表示、PR等の工夫、開発、特徴などを記入)
生産・販売量 (額)の推移	(生産量、販売量、販売の推移、現状などを記入)
	生産の場所
	生産量
	販売量及び単価
	販売の推移
	販売の現状
大田原ブランド申 請にかける申請者 の思い	(申請商品及び申請者の取り組み等が、大田原ブランドとして適している理由のほか、大田原市の文化・歴史や自然との関連性、環境への配慮、ほんものづくりへのこだわり、伝統などについて記入)

3 オリジナル性

歴史・文化	(大田原のもつ歴史、文化や土壌・水等の素材の活用について記入)
商品特性	(品質、形状、味、色など優れている点を記入)
関連産業や雇用促進への波及	(関連産業への波及効果や地域雇用の促進に繋がることについて記入)
観光誘客への見込み	(観光誘客促進につながる見込みについて記入)

4 信頼性

安全・安心	(安全に対する検査体制、品種や生産等の商品企画が統一されている点を記入)
苦情、要望への対応	(苦情要望等に対応する体制について記入)

5 持続性

安 定 供 給	(安定供給が継続できることについて記入)
組 織 内 基 準	(組織内での基準設定があり、組織内審査について記入)

6 その他

(申請者の経験や能力、資格のほか、申請にあたりアピールしたいことなどを記入)
--

大田原市ブランド推進協議会
会長 相馬 憲一様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者）

誓約書

大田原ブランド認定申請を行うに当たり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。
また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合は、大田原ブランドの認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

記

- 1 大田原ブランド認定基準に規定する要件を満たしておりますので、申請資格を有しています。
- 2 大田原ブランド認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。